

お知らせ

①夏季休暇のお知らせ
平成30年8月11日(土)から8月15日(水)まで
夏季休暇とさせていただきます。

②有給休暇取得のお知らせ
松尾・・・7月11日(水)から7月18日(水)まで
川端・・・8月10日(金)

期間中はご迷惑をお掛け致しますが、何卒よろしく
お願い申し上げます。

2018

7月号

Vol.55

NEWS LETTER

7月になりました。先日、例年より早く梅雨明け
報道があったのですが、この原稿を書いている窓の
外は大雨が続き避難勧告まで発令されているような
状態です。先日の大阪北部地震から間がない中での
異常気象は、人心を萎えさせ景気に影響を与えるか
もしれません。

弊社には子持ちのパートの方が多く勤務されてい
ます。異常気象による警報が彼女たちの勤務に多大
な影響を与えます。雇用者としては頭の痛いところ
です。

岡村 景明

- * 事業継承税制の特例
- * 副所長が表彰されました!!
- * Message From Staff
～新スタッフの一問一答～

実質この5年が勝負です 事業承継税制の特例

後継者への事業承継を税制面から支援する「事業承継税制」について、平成30年度税制改正により支援内容を拡充させた特例措置が創設されました。この特例措置は期間が限定されていますので、活用される場合には早めの意思決定が肝要となります。

事業承継税制とは

事業承継税制とは、後継者への自社株式の異動にあたっての贈与税又は相続税の納税を猶予・免除する制度です。対象となる会社・贈与者・受贈者には、それぞれ円滑化法（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律）に定められた要件がありますが、いずれの要件も満たしていることについて、その会社の主たる事務所の所在地である都道府県知事から認定を受ける必要があります。

また実際に納税猶予を受けるためには、申告期限内の申告とともに、猶予税額及び利子税額相応の担保を提供する必要があります。

この納税猶予を受けた後、猶予期間中に譲渡を行うなど一定の事由に該当した場合には、利子税とともに本税を納付する必要があります。その一方で、後継者の死亡等、一定の事

由に該当した場合には、その猶予されている税額が免除されます。

特例措置とは

今回拡充された事業承継税制の特例措置は、従来の事業承継税制（以下、一般措置）に加えて、期間限定で設けられた制度です。

特例措置と一般措置の違いは下表のとおりです。最も大きな違いが「特例承継計画」の提出の必要性や期限、及び対象となる自社株式の異動に期限が設けられていることです。



その他、相続では納税猶予割合が最大53%程度（ $2/3 \times 80\%$ ）から100%まで引上げられる点、対象となる受贈者が3人まで認められる点、雇用要件を満たせなくても一定要件のもとに納税猶予継続可能となる点など、税負担と将来のリスクの軽減が図られています。

これらの他にも適用するための留意点があります。ご興味のある方は、まずは当事務所へご連絡ください。

○特例措置と一般措置の比較表

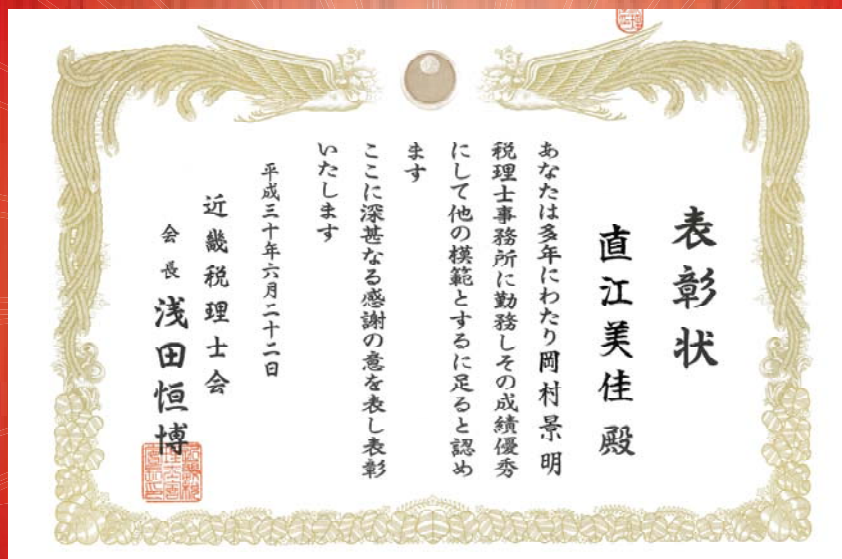
| | 特例措置 | 一般措置 |
|----------------------|--|---------------------------|
| 事前の計画策定等 | 以下の期間（5年）内の「特例承継計画 [※] 」の提出 ※認定経営革新等支援機関の所見の記載があるもの 平成30（2018）年4月1日から平成35（2023）年3月31日まで | 不要 |
| 適用期限 | 以下の期間（10年）内の贈与・相続等 平成30（2018）年1月1日から平成39（2027）年12月31日まで | なし |
| 対象株数 | 全株式 | 総株式数の最大3分の2まで |
| 納税猶予割合 | 100% | 贈与：100% 相続：80% |
| 承継パターン | 複数の株主から最大3人の後継者 | 複数の株主から1人の後継者 |
| 雇用確保要件 | 弾力化 | 承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要 |
| 事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除 | あり | なし |
| 相続時精算課税の適用 | 60歳以上の者から20歳以上の者への贈与 | 60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫の贈与 |

国税庁「非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（事業承継税制）のあらまし」より一部筆者編集

副所長が

表彰されました！！

岡村税理士事務所の頼れる副所長、直江が近畿税理士会より表彰されました！！



受賞者コメント

岡村税理士事務所を通して、お客様や事務所仲間や社会に貢献できるよう、これからも精進してまいります。直江美佳

お知らせ MG 研修情報

開催日：~~8月25日(土) 9:00~17:00~~
10月20日(土) 9:00~17:00

開催場所：神戸産業振興センター（アクセス：神戸駅より徒歩5分）

参加費：岡村税理士事務所の顧問先様：5,000円/人

(株)ミライズのMAS監査契約者様：1名様無料、

2名様以降5,000円/人

顧問先以外の方：8,000円/人

参加お申し込み & 少しでも気になった方は

岡村税理士事務所へお気軽にお電話下さい！！

電話番号：078-862-3186

8月25日開(土)開催分は
ご好評につき、定員に達しましたので、受付を終了致しました。

Message From Staff

～スタッフ紹介 一問一答～

① 名前

宇高 小桃

② 誕生日

1975年3月29日

③ 血液型

B型

④ 好きな食べ物

パン（固めの）

⑤ 好きな色

緑

⑥ 好きな飲み物

甘い紅茶

⑦ 好きな曲

特にありません、

今の流行には全くついていけない…。

⑧ 好きなこと

部屋の模様替え（よくします）

⑨ 最近のマイブーム

断捨離

（いらなくなったものを捨てる、売るなどしています）

⑩ 好きなアーティスト

特にいません。

⑪ 好きなキャラクター

特にありませんが、何でも好きです。

⑫ 今、これはもう絶対しないと決めてること

夜更かし・お酒をたくさん飲むこと

⑬ なんで？

次の日に支障がでるからです…。

⑭ 生まれ変わったら何になりたい

決断力のある、自分



⑮ 死ぬまでにしたいこと

北海道へ行きたいです。

広大な大地に立ってみたいです。

⑯ 至福の時

甘いものを食べている時、特にシュークリーム。

⑰ お勧めのスマホアプリ

特にないです、こちら方面はかなり寒いです。

⑱ 人には見せられない、一人飯の時にする美味しい食べ方

一人でご飯を食べることが減りましたが、自分だけドレッシングやソースはかなり多めに使用します。特にウスターソースを揚げ物にたっぷりつけて美味しくいただきます。

子供には少しにしなさい！と言いながら…。

⑲ 歯磨きは起きてすぐ？朝食後？

朝食後

⑳ 今、観たい映画

万引き家族

㉑ 欠かさずに観る番組

イッテQ

㉒ 我が家のオリジナル料理

野菜の甘酢漬けをよく作ります。

「べんりで酢」という調味料を使うと簡単です。

市内では売っていないように加西市で買ってきます。

㉓ 寝る時の服

Tシャツとスポン

㉔ 今、欲しい物

ひとりの時間

㉕ 大事な物（人以外で）

質問されて初めて

大事なものがない自分に気づきました。

㉖ 座右の銘は？

他人に嫉妬するのではなく、

嫉妬するのは未来の自分にする。



岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

